

I はじめに

東海テレビは2011年8月4日午前、同局制作の情報番組『ピーかんテレビ』において、「怪しいお米」「汚染されたお米」「セシウムさん」などと記載したテロップを23秒間にわたって放送する、という不祥事を起こした。視聴者に岩手県産のブランド米をプレゼントする企画の一環として、仮に作り置いていた不謹慎なテロップが誤操作によって放送されてしまったものという。

同局は8月30日、検証番組『検証 ピーかんテレビ不適切放送～なぜ私たちは間違いを犯したのか～』を放送するとともに、同局が第三者を交えて設置した「『ピーかんテレビ』検証委員会」作成の「『ピーかんテレビ』検証報告書」を公表した。

この不祥事は東海テレビが起こしたものであるが、委員会は、その経緯と問題点を検討しながら、委員会がこれまで検証してきたいくつかの事案と共通する放送倫理上の問題がここに横たわっていることを考え合わせ、東海テレビに対してはもちろんのこと、他の放送局にも参考となる提言を行うべきであろう、と考えた。なお、これはBPO規約第23条に基づく、初めての提言である。

※規約第23条 放送倫理検証委員会は、第4条第1項第2号に定める事業を行うほか、必要に応じて構成員に対し、第3条に定める目的達成のため、放送番組や放送倫理のあり方についての提言を行う。